

# 新規高等学校卒業予定者の 採用選考に係る留意点

滋賀労働局 職業安定部 職業安定課

## 【次第】

- 1 採用計画について
- 2 求人申込から選考結果通知まで
- 3 採用内定後について

## はじめに

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものであり、それが適切に行われるかどうかによって、その将来を左右することになります。

本日は新規高等学校卒業予定者の採用選考に関して、特に留意いただきたい点をご説明します。

説明の内容をご理解いただき、的確な採用計画のもと、公正な採用選考を実施いただきますよう、よろしくお願いいたします。

# 1 採用計画について

## 求人取消、労働条件の不利益変更等は原則認められません



- **求人取消**
- **募集人数の削減**
- **労働条件の不利益変更**

このような事案が発生すると、生徒本人の進路決定に甚大な影響を与えます。

的確な採用計画を立て、大卒者を多く採用したから高卒者の求人を取り消す、また、中途採用をしたため高卒求人を取り消すなど、といったことが絶対にならないようにしてください。

## 2 求人申込から選考結果通知まで



## 2 求人申込から選考結果通知まで

### 応募前職場見学

生徒が職業・職場についての理解を深め、適切に職業選択を行うことができるよう実施するものです。

**※ 見学の場で、次のことが生じないようにご注意ください。**

- ① 参加生徒の個人情報収集すること
- ② 応募前職場見学が実質的に採用選考の場となること
- ③ 見学時の様子・態度が参加生徒の評価につながることに
- ④ 採用選考において見学の有無を考慮すること

## 2 求人申込から選考結果通知まで

### 推薦の開始 9月5日～

応募書類は9月5日以降に到達するように学校から送付されます。

応募書類は、『近畿高等学校統一用紙』（令和7年度改定版）が使用されます。

#### ● 紹介書、履歴書、調査書

令和7年度よりパソコン入力による履歴書作成も可能に。  
履歴書作成方法（手書き・パソコン入力）によって  
選考上の有利不利が生じることのないようお願いします。

- **上記以外の事業所の特定用紙、戸籍謄本（抄本）、住民票等の提出を求めないでください。**
- **採用（内定）後も、戸籍謄本（抄本）等を求めないでください。**

## 2 求人申込から選考結果通知まで

### 滋賀県における令和7年度新規高卒者の応募・推薦に係る申し合わせ

#### 1 求人票提出後、1次選考までは…

- 1人1社制** ➡ 生徒は1人1社への応募となり、複数の事業所に対する応募は行いません。
- 応募推薦枠3倍** ➡ 応募・推薦できる生徒数は、求人数の3倍が上限です。  
(事業所は学校に対して求人1人あたり3人(最大3校)までしか推薦を依頼できません。)
- 指定校求人制** ➡ 事業所は必ず求人票を提出する学校を指定する必要があります。

求人提出当初から「指定校求人」と「公開求人(指定校なし求人)」を選択可能とする取扱いについて、令和8年度(令和9年3月卒)からの実施に向けて調整中です。

#### 2 10月1日以降、未充足の求人に限っては…

- 複数応募可** ➡ 生徒は1人2社までの複数応募が可能となります。
- 指定校解除可** ➡ 事業所が指定校以外からの応募を可能とした場合、指定校以外の学校に所属する生徒も応募することが可能となります。

## 2 求人申込から選考結果通知まで

### 選考の開始 9月16日～

応募書類到達後、速やかに、選考期日、場所等を決定し、**学校を通じて本人に通知してください。**

**選考にあたっては、公正な採用選考をお願いします。**

(1) 面接にあたっては、次の質問は、適性・能力に関係のないことからあるため、質問しないでください。

- ① **本人に責任のないことから**（家庭の資産・住居・家族の職業など）
- ② **本来、自由であるべきもの**（思想・信条・宗教・支持政党・愛読書など）

(2) 試験問題の作成にあたっては、

**職務遂行に必要な知識、能力を持っているかどうか**を判断することを念頭に置き、学校教育の内容（履修科目等）を十分考慮のうえ、出題してください。

## 2 求人申込から選考結果通知まで

### 選考結果の通知

選考後**3日以内（遅くとも1週間以内）**に、学校を通じて本人へ通知をお願いします。

不採用者が生じた場合は、不採用の理由を詳細・具体的に学校へ連絡し、応募書類を返却してください。

### 選考結果の報告

9月25日現在の状況を**9月30日までに**、それ以降は、充足するまでの間、毎月月末現在の状況を**翌月3日までに**、報告をお願いします。

また、充足した場合は、その時点で報告してください。

**報告様式** : 「新規高等学校卒業予定者の採用（内定）状況報告」

## 2 求人申込から選考結果通知まで

### 新規高等学校卒業予定者の採用(内定)状況報告

令和 年 月 日

公共職業安定所長 あて

(提出方法 : メール又は郵送にて提出をお願いします)

事業所名

担当部署・氏名

所在地 〒

電話番号

新規高等学校卒業(予定)者の採用(内定)等の状況を下記のとおり報告します。

求人番号	職 種	求人数	応募者数	採用(内定)者数	うち県外校からの採用	未充足求人数	指定校以外からの応募の可否	専願優先・併願可	WEBシステムによる公開
						(往込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(往込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(往込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(往込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
						(往込可 人)	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 専願優先 <input type="checkbox"/> 併願可	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否

- (注) 1. 9月25日現在の状況を9月30日までにハローワークに報告願います。それ以降は充足するまでの間毎月月末現在の状況を翌月の3日までにハローワークに報告願います。充足した際はその時点で報告願います。
2. 10月1日以降で採用選考を実施したものの未充足となった求人に対して、生徒は同時に1人2社まで応募することがありますので、採用選考にあたり「専願優先」あるいは「併願可」について御記入ください。
3. 「高卒就職情報WEBサービス」HPにより各高校が求人票を閲覧できるよう希望する場合は、公開「可」としてください。求人票提出時に「可」としていた場合にも、再度「可」としてください。希望されない場合は「否」としてください。

4. 様式及び提出先は、滋賀労働局ホームページに掲載しています。  
(URL: [https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/news\\_topics/hr\\_osirase/gakusotujakunen\\_jigyounusi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/news_topics/hr_osirase/gakusotujakunen_jigyounusi.html) )



### 3 採用内定後について

#### 採用内定後の呼び出し等について

実習・教育訓練、懇談会名目で呼び出したり、  
レポート類の課題を求めることは行わないでください。

- 卒業式前に呼び出しできるのは**制服の採寸のみ**です。
- その際も学校を通じて連絡をとり、  
勉学に支障をきたさないよう配慮をお願いします。

### 3 採用内定後について

#### 誓約書、身元保証書等について

採用内定を受けた生徒が、入社前に「誓約書」「身元保証書」等の提出を求められ、トラブルになるケースがあります。

- 服務上遵守しなければならない事項（就業規則等）について、本人、保証人に**内容を十分説明し、理解を得た**うえで、**提出は入社後にしてください。**

- **差別につながる不適正な項目がないか、そもそも提出を求める必要性も含め、再度点検**してください。

### 3 採用内定後について

## 採用内定取消し・入職時期の繰下げについて

**採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、  
対象となった生徒及びその家族に計り知れない打撃と失望を与えます**

- ▶ 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない内定取消しは無効  
(労働契約法第16条)
- ▶ 内定取消し・入職時期の繰下げを行おうとする事業主は、あらかじめハローワーク及び学校へ通知が必要  
(職業安定法第35条第2項)
- ▶ 内定取消しの内容が厚生労働大臣の定める場合に該当するときは、企業名等を公表  
(職業安定法施行規則第17条の4)

**発生することのないよう、最大限の対策と努力を講じてください。**

参照 : 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）

# ご静聴ありがとうございました

新規学校卒業者等の採用手引を、  
滋賀労働局ホームページに掲載しています。

